

香港日本人学校中学部PTA会則 (2023/5/23～施行)

第1章 名称及び事務所

第1条

本会は香港日本人学校中学部PTAと称し、事務所を同校内に置きます。

第2章 目的

第2条

本会は会員相互に協調し、学校、家庭、地域における生徒の安全かつ健全なる成長をはかって学校教育の振興に寄与することを目的とします。

第3章 活動方針

第3条

本会は特定の政治団体及び宗教にかかわることなく活動します。

第4章 会員

第4条

本会は次の会員をもって構成します。

- (1) 香港日本人学校中学部に在籍する生徒の保護者。
- (2) 香港日本人学校中学部教職員。

第5章 総会

第5条

1. 定期総会は毎年5月に役員会が招集し開催します。
2. 臨時総会は役員会が必要と認める場合または全会員の5分の1以上の要求がある場合に役員会が招集し開催します。
3. 総会の定足数は、委任状を提出した会員も含め、全会員の3分の1とし、議決は出席者の過半数の同意を必要とします。
4. 定期総会、臨時総会ともに書面にて開催する場合は、表決書の提出数を出席者数とみなし、総会の定足数、議決は前項に準じます。

第6条

定期総会では次のことを行います。

1. 会務の報告
2. 前年度決算の報告と承認
3. 新任教職員の紹介
4. 新役員の紹介
5. 新年度予算案の審議と承認
6. その他の事項についての審議と承認

第6章 役員

第7条

1. 役員の役職、人数、任務、選出方法、及び欠員が出た場合の対応は別に定める「役員会内規」とおりとします。
2. 役員の任期は定期総会から翌年度の定期総会までとし、再任は差し支えありません。

第7章 役員会

第8条

1. 役員会は会計監査を除く役員をもって構成します。
2. 役員会は必要に応じ随時開催します。
3. 校長は必要に応じ役員会に出席します。

第9条

役員会では次のことを行います。

1. 総会議案書を作成します。
2. 会員への連絡文書等を作成します。
3. 必要に応じバス利用者会役員会と合同で会合を開催します。
4. 役員を選出方法にかかわる審議を行います。
5. 必要に応じ「役員会内規」の見直し及び改訂を行います。「役員会内規」の改訂は役員会の議決によって行い総会の承認を必要としません。
6. その他の会務にかかわる事項の審議を行います。

第8章 その他の組織

第10条

その他の組織、その構成員、及びその活動内容は、役員会で協議の上決定します。

第9章 会計

第11条

本会の会計期間は、定期総会当日から翌年度の定期総会前日までとします。

第10章 会費

第12条

1. 会費は総会で承認の上決定されます。
2. 保護者は生徒各1名につき年3回に分割し会費を納めます。
3. 当校に在籍する生徒を有しない校長、教頭、及び教諭は、各1名につき年1回、定期総会の後に会費を納めます。
4. 納められた会費の払い戻しは原則として行いません。

第11章 改正

第13条

本会則は総会において出席者の過半数の賛成により改正することができます。

付則

本会則は2023年5月23日より実施します。